

東京学芸大学「日本育英会奨学生」選考規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
東京学芸大学「<u>日本育英会奨学生</u>」選考規程 （目的） 第1条 この規程は、<u>日本育英会の奨学生推薦基準及び同実施要領等</u>に基づき、本学における<u>日本育英会奨学生</u>（以下「奨学生」という。）の選考について定め、奨学生推薦手続等の円滑な運用を期することを目的とする。 （選考） 第2条 奨学生の選考は、学長が学生委員会、<u>大学院教育学研究科委員会</u>又は大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「学生委員会等」という。）の議を経て行うものとする。 2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学奨学生選考基準」に<u>よつて行う。</u> （<u>指導教官</u>の面接） 第3条 <u>指導教官</u>は、出願した指導学生に面接し、人物、健康、学力、家計等について観察又は事情聴取を行い、資料を学生委員会等に提出しなければならない。 〔省略〕	東京学芸大学「<u>日本学生支援機構奨学生</u>」選考規程 （目的） 第1条 この規程は、<u>日本学生支援機構の業務方法書</u>に基づき、本学における<u>日本学生支援機構奨学生</u>（以下「奨学生」という。）の選考について定め、奨学生推薦手続等の円滑な運用を期することを目的とする。 （選考） 第2条 奨学生の選考は、学長が学生委員会又は大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「学生委員会等」という。）の議を経て行うものとする。 2 前項の選考は、学長が別に定める「東京学芸大学奨学生選考基準」に<u>よつて行うものとする。</u> （<u>指導教員</u>の面接） 第3条 <u>指導教員</u>は、出願した指導学生に面接し、人物、健康、学力、家計等について観察又は事情聴取を行い、資料を学生委員会等に提出しなければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>